

[事案 2019-344] 新契約無効請求

・令和2年7月30日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てであったもの。

<申立人の主張>

平成29年9月に銀行を募集代理店として契約した外貨建終身保険について、以下等の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から、本契約が元本保証の商品ではないことの説明がなかった。
- (2)募集人から、加入して10年経過しないと解約控除率が0%にならないことの説明がなかった。

<保険会社の主張>

募集人は、元本保証の商品ではないこと、加入して10年経過しないと解約控除率が0%にならないことは説明しており、申立人はそれを理解して契約しているので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。